

第二章 具体的な取組

I 発症予防

対策の方向性

- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、県民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、学校、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する広報活動並びに教育及び学習の振興等を通して、ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及を行います。
- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、本人申告及び家族申告による利用制限や、20歳未満の者等の利用禁止等、関係事業者におけるアクセス制限等の取組の適切な運用及び周知を図ります。

1 予防教育・普及啓発

(1) 依存症の理解を深めるための普及啓発

<現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は誰もがなりうるものですが、ギャンブル等依存症である者や家族が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能であるといったギャンブル等依存症に関する正しい知識、治療及び支援に関する情報を得る機会が十分でないなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が適切な治療及び支援につながり難いことがあります。
- また、ギャンブル等による問題が生じても、それがギャンブル等依存症により生じていることに気づきにくく、家族や周囲の人がギャンブル等による借金を肩代わりしてしまうことで、本人の立ち直りの機会を奪ってしまう場合があります。
- 本県や名古屋市においては、2020年県計画に示したとおり、リーフレット配布などの取組を実施し、依存症の正しい理解の促進や相談窓口の周知を推進しました。
- ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況などから、公営競技場における啓発資材を配布するイベントなどの対面啓発について、実施の難しい状況がありました。
- また、県政世論調査によれば、ギャンブル等依存症の認知度については、「聞いたことがある」が95.6%であった一方、基本法に定めるギャンブル等依存症問題啓発週間[毎年5月14日から同月20日まで](以下「啓発週間」という。)の認知度については、「知らない」が90.7%でした。

- さらに、県内関係機関調査によれば、継続的な普及啓発・相談窓口周知の重要性とともに、SNSの活用など新しい生活様式に相応しい啓発方法の必要性について、指摘がありました。
- これらを踏まえて、県民がギャンブル等依存症に関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症に関する普及啓発を一層推進する必要があります。

<今後の取組>

- ギャンブル等依存症を含む依存症全般の知識や相談窓口に関する普及啓発リーフレットを県内関係事業者及び保健所の相談窓口等で配布するほか、SNSを始めとした多様な広報媒体の効果的な活用による普及啓発に取り組みます。
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 啓発週間において、県民の間にギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、街頭や大規模店舗等で啓発資材を配布するイベントなどによる普及啓発に取り組みます。
〔保健医療局〕
- さらに、上記に関する取組を関係局と連携のうえ、ウェブサイトや広報誌等の活用により情報発信します。
〔保健医療局〕

(2) 関係事業者による普及啓発及び広告に関する取組

<現状及び課題>

- 県内関係事業者においては、2020 年県計画に示したとおり、注意喚起標語「馬券は 20 歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」等を活用した取組などを推進し、ギャンブル等依存症の発症予防に関する普及啓発を着実に実施しています。
- また、県内公営競技事業者の広告・宣伝については、2022 年 3 月に全国的な指針として策定・公表された全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」が遵守されています。更に、中京競馬場に関する広告・宣伝については、2022 年 7 月に日本中央競馬会(J R A)独自の広告・宣伝指針として策定・公表された「日本中央競馬会広告・宣伝指針」に則しています。
- 県内ぱちんこ事業者の広告・宣伝についても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営適正化法」という。)による基準に基づき、過度に射幸心をあおる内容等にならないよう実施されています。
- 引き続き、県内関係事業者においては、ギャンブル等依存症に関する普及啓発にしっかりと取り組みつつ、過度に射幸心をあおることのないよう適切な広告・宣伝を行う必要があります。
- なお、本県警察本部においては、県内ぱちんこ事業者に対し、風営適正化法に基づき、営業所周辺の広告・宣伝に関して、適切な指導を行っています。
- 県内関係事業者における普及啓発及び広告に関する取組は次のとおりです。
(相談支援や治療につなぐための取組は P31 を参照)

〔愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組〕

- ・注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」をポスター等に掲載
- ・注意喚起標語ステッカーを勝馬投票券発売機等に掲示
- ・注意喚起標語「馬券の購入は20歳になってから」の場内モニター放映や場内放送による周知
- ・啓発週間について、啓発用ポスター掲示、啓発用リーフレット配布及び名古屋けいばWEBページにより周知
- ・広告・宣伝について、全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」に基づき、高額の払戻や儲かることをイメージさせるような表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

〔JRA 中京競馬場における取組〕

- ・注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」をポスター（日本中央競馬会（JRA）本部作成）に掲載
- ・注意喚起標語ステッカー（日本中央競馬会（JRA）本部作成）を勝馬投票券発売機に掲示
- ・注意喚起標語を競馬場イベント告知チラシ（中京競馬場作成）等に掲載
- ・啓発リーフレット「競馬をお楽しみいただくに際して～ギャンブル障害について～」（日本中央競馬会（JRA）本部作成）を競馬場の来場者に配布
- ・啓発週間について、啓発用ポスター掲示、啓発用リーフレット配布及び場内モニターにより告知
- ・広告・宣伝について、「日本中央競馬会広告・宣伝指針」に基づき、勝馬投票券購入を想起させる表現、高額的中がある旨の表現、ゴール映像等を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

〔ボートレース蒲郡における取組〕

- ・注意喚起標語「無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。」等を掲載したポスターを競走場及び場外舟券売場に掲示
- ・啓発リーフレット（ギャンブル依存症予防回復支援センター作成）を競走場及び場外舟券売場で配布
- ・青少年や若い世代等の啓発活動として、啓発週間における啓発用ポスター掲示や啓発用リーフレット配布
- ・広告・宣伝について、全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」に基づき、高額の払戻や儲かることをイメージさせるような表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

〔ボートレースとこなめにおける取組〕

- ・注意喚起標語「無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。」等を掲載したポスターを競走場及び場外舟券売場に掲示
- ・啓発リーフレット（ギャンブル依存症予防回復支援センター作成）を競走場及び場外舟券売場で配布
- ・青少年や若い世代等の啓発活動として、啓発週間における啓発用ポスター掲示や啓発用リーフレット配布
- ・広告・宣伝について、全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」に基づき、高額の払戻や儲かることをイメージさせるような表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

〔名古屋競輪場における取組〕

- ・注意喚起標語「車券の購入は20歳になってから。競輪は適度に楽しみましょう。」等をポスター、ウェブサイト等で周知
- ・啓発週間において、啓発用ポスター掲示や啓発用リーフレット配布
- ・広告・宣伝について、全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」に基づき、高額の払戻や儲かることをイメージさせるような表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

〔豊橋競輪場における取組〕

- ・注意喚起標語「車券の購入は20歳になってから。競輪は適度に楽しみましょう。」等をポスター、ウェブサイト等で周知
- ・啓発週間において、啓発用ポスター掲示や啓発用リーフレット配布
- ・広告・宣伝について、全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」に基づき、高額の払戻や儲かることをイメージさせるような表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

〔愛知県遊技業協同組合における取組〕

- ・共通標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」をテレビ、ラジオ、新聞、折込チラシ等で周知、ウェブサイトに掲載、ぱちんこ営業所内で掲示
- ・風営適正化法に基づき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告することの防止
- ・青少年や若い世代等の啓発活動として、啓発週間における啓発用ポスター掲示や啓発用リーフレット配布

＜今後の取組＞

- 県内関係事業者において、ギャンブル等依存症に関する上記の普及啓発活動を通年実施するとともに、毎年度の啓発週間をターゲットとし、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、発生抑止につながる知識の普及といった啓発活動の強化に取り組みます。
- 県内関係事業者において、広告・宣伝が過度に射幸心をあおるものにならないよう取り組みます。
- 風営適正化法に基づき、県内ぱちんこ営業者に対し、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告または宣伝が行われないよう指導を行います。

〔警察本部〕

(3) 消費者向けの総合的な情報提供

<現状及び課題>

- 本県においては、2020年県計画に示したとおり、消費者庁による注意喚起・普及啓発資料「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」の活用などを推進し、ギャンブル等依存症対策に関する消費者向けの総合的な情報提供を着実に実施しています。

引き続き、消費者に対して、ギャンブル等依存症に関する注意喚起や普及啓発の情報提供を適切に行う必要があります。

<今後の取組>

- 注意喚起・普及啓発資料について、愛知県消費生活総合センターの消費生活情報コーナーへ配架するとともに、市町村の消費生活センター等に対して、その活用を働きかけるなど、県民への情報提供に努めます。

〔県民文化局〕

- 消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」や消費生活情報「あいち暮らしっく」など、多様な広報媒体を活用した情報提供を行うことにより、県民に対する多重債務問題についての啓発や相談窓口の周知を図ります。

〔県民文化局〕

- さらに、ギャンブル等依存症対策にかかる関係局等の取組について、消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」などを通じて広く情報提供に努めます。

〔県民文化局〕

(4) 地域における普及啓発及び青少年等に対する普及啓発

<現状及び課題>

- プロセスへの依存であるギャンブル等依存症については、治療・回復支援とギャンブル等依存症問題の解決支援とが「車の両輪」として進められることが必要なだけでなく、のめり込みを生じないようにするための啓発活動が極めて重要であり、地方公共団体の消費者行政においても、その一端を担うことが期待されています。
- 加えて、参議院・内閣委員会におけるギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議第5項においては、青少年に対するギャンブル等依存症問題に係る知識の普及の必要性が示されています。
- 本県においては、2020年県計画に示したとおり、消費者庁による啓発資料の活用などを推進し、ギャンブル等依存症に係る地域及び青少年等に対する普及啓発を着実に実施しています。
引き続き、地域における普及啓発の支援や青少年等に対する普及啓発にしっかりと取り組む必要があります。

<今後の取組>

- 消費者庁が示している啓発用資料及び青少年向け啓発用資料について、愛知県消費生活総合センターの消費生活情報コーナーへ配架するとともに、市町村の消費生活センター等に対して、その活用を促します。
〔県民文化局〕
- また、上記にかかる関係局等の取組について、消費生活情報サイト「あいち暮らし WEB」などを活用し、啓発週間や消費者月間等における情報発信に努めます。
〔県民文化局〕

《ギャンブル等依存症対策基本法案に対する参議院・内閣委員会における付帯決議》

第5項

政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。

(5) 学校教育における指導

<現状及び課題>

- 学校教育において、ギャンブル等依存症については、学習指導要領等に記述がなく直接的な指導がなされていない状況でした。
- しかし、2018年3月に公示された高等学校学習指導要領（以下「学習指導要領」という。）においては、保健体育科の指導内容として、新たに精神疾患が取り上げられ、2018年7月公表の高等学校学習指導要領解説保健体育編体育編において、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにされています。なお、学習指導要領は2022年度入学生より年次進行で実施しています。
- また、学習指導要領の改訂も踏まえつつ、学校教育においてギャンブル等依存症を含む精神疾患に関する指導を行うことを目的として、2018年度には、教師用指導参考資料『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』が作成されています。
- 本県においては、2020年県計画のとおり、2022年度入学生より順次実施される学習指導要領等に基づき、ギャンブル等依存症を含む精神疾患の指導に向けた準備をすることなどを掲げました。
- ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況などから、学習指導要領に関する教員研修実施の機会確保については、難しい状況が続いていたことを踏まえ、ギャンブル等依存症問題に関して十分な指導ができる教員の養成機会を、改めて確保する必要があります。

<今後の取組>

- 学習指導要領の内容に特化した研修のみならず、新任教員や中堅教員向けの階層別研修を始め、さまざまな研修において、必要に応じてギャンブル等依存症を含む精神疾患の内容を加えることなどにより、ギャンブル等依存症に関して適切な指導ができる教員の養成に努めます。
〔教育委員会〕
- 上記の実施に当たっては、教師用指導参考資料『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』を必要に応じて活用します。
〔教育委員会〕

(6) 金融経済教育における啓発

<現状及び課題>

- 金融庁が発行する金融経済教育関係のガイドブックにおいては、多重債務防止の啓発が扱われており、多重債務に陥る原因や多重債務を抱えた場合の対処法、相談窓口等の周知が行われています。
- 本県においては、2020年県計画により、愛知県金融広報委員会と連携した普及啓発等と県立高校における実践的な消費者教育を推進しました。前者の取組は、関連講演にあたっての講師派遣であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況などから、実施の難しい状況が続いたものの、後者の取組は、着実に実施しています。
引き続き、金融リテラシー向上の取り組みを通じて、しっかりとギャンブル等依存症に関する啓発を行う必要があります。

<今後の取組>

- 愛知県金融広報委員会と連携した金融教育への支援・金融知識の普及啓発の取組において、多重債務問題についての啓発を行います。
〔県民文化局〕
- 多重債務問題等を含む消費者教育の実践的な授業を県内の県立高校及び特別支援学校において実施し、その効果的な実施のため、学校等に対する外部講師の派遣等を行います。
〔県民文化局〕

2 アクセス制限等

(1) 本人・家族申告によるアクセス制限

<現状及び課題>

- 県内公営競技事業者においては、2020年県計画に示したとおり、ギャンブル等依存症である者等が勝馬・勝舟・勝者投票券購入をやめることを望む場合またはその家族がこれらの投票券購入をやめさせることを望む場合に、公営競技場等への入場制限に取り組んでいます。しかし、入場制限の実施件数は乏しい状況です。
- その一方で、生活様式の変化等により、公営競技におけるインターネットを利用した勝馬・勝舟・勝者・勝車投票券の購入（以下「インターネット投票」という。）が増加しており、インターネット投票の購入限度額の設定について、競馬・モーターボート競走に加え、2022年度には競輪・オートレースも導入されました。
- さらに、国は2024年度までに、インターネット投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための新たな注意喚起表示を導入することとしています。
- これらを踏まえて、県内公営競技事業者は、国の動向を注視し、本人・家族申告によるアクセス制限に取り組む必要があります。
- 県内ぱちんこ営業者においては、2020年県計画に示したとおり、自己申告による入店制限及び遊技使用上限設定プログラムと家族申告による入店制限プログラムを実施し、プログラムの導入は進んでいます。
引き続き、県内ぱちんこ営業者は、両プログラムを積極的に導入していく必要があります。
- なお、本県警察本部においては、県内ぱちんこ営業者に対し、風営適正化法に基づく管理者講習で、本人・家族申告によるアクセス制限等の施策を含む依存症対策の取組の重要性について指導しています。
- 県内関係事業者におけるアクセス制限に関する取組状況は次のとおりです。

〔愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組〕

- ・本人申告または家族申告による入場制限の実施
- ・入場制限に係るマニュアル等の整備及び警備員等に対する教育・指導の徹底

【参考】本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2022年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）

〔JRA 中京競馬場における取組〕

- ・JRA本部が定める手続きに沿った、本人・家族申請に基づく入場制限の実施

【参考1】本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2022年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：2件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）

【参考2】JRA 全国事業所における本人申請・家族申請での入場制限の実施件数

(2022年9月末現在)

- ・本人申請に基づき実施したもの：70件（制度導入以来の累計）
- ・家族申請に基づき実施したもの：3件（制度導入以来の累計）

〔ボートレース蒲郡における取組〕

- ・本人申告または家族申告による入場制限の実施
- ・入場制限に係る相談窓口対応マニュアルの運用

【参考】本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2022年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）

〔ボートレースとこなめにおける取組〕

- ・本人申告または家族申告による入場制限の実施
- ・入場制限に係る相談窓口対応マニュアルの運用

【参考】本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2022年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）

〔名古屋競輪場における取組〕

- ・本人申告または家族申告による入場制限の実施

【参考】本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2022年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）

〔豊橋競輪場における取組〕

- ・本人申告または家族申告による入場制限の実施

【参考】本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2022年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）

〔愛知県遊技業協同組合における取組〕

- ・1日の遊技使用上限金額等を自ら申告し、設定値に達した場合、ぱちんこ営業所の従業員が当該客に警告する「自己申告プログラム」の実施
- ・利用者の同意を得た家族からの申告に基づき、当該利用者のぱちんこ営業所への入店を制限する「家族申告プログラム」の実施

【参考】自己申告プログラム、家族申告プログラムの実施状況（2022年10月末現在）

- ・導入店舗数：自己申告プログラム 299店舗、家族申告プログラム 279店舗
- ・申告に基づき実施した店舗数：自己申告プログラム 37店舗、家族申告プログラム 6店舗

＜今後の取組＞

- 県内関係事業者において、本人・家族申告によるアクセス制限にしっかりと取り組みます。
- また、本人・家族申告によるアクセス制限の認知度向上のため、積極的な周知を行います。
- 県内公営事業者は、インターネット投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための新たな注意喚起表示導入等に関する国の動向に注視し、適切に対応します。
- 県内ぱちんこ営業者に対し、風営適正化法に基づく管理者講習において、客がする遊技が過度にわたることがないようにすることは、管理者が積極的に行うべき業務の一つとして指導します。

〔警察本部〕

(2) 20歳未満の者による投票券購入の禁止等

<現状及び課題>

- 公営競技について、20歳未満の者は投票券購入が禁止されていることから、2020年県計画に示したとおり、県内公営競技事業者は、警備員等による声かけや年齢確認、場内放送による注意喚起等により、投票券購入禁止に係る取組を着実に実施しています。
引き続き、20歳未満の者の投票券購入禁止を徹底する必要があります。
- なお、国により警備員の目視等によらず、入場制限等をより効果的に実施するための支援ツールとして個人認証システムの研究が進められているところです。このため、県内公営競技事業者は、国の動向に留意する必要があります。
- ぱちんこについて、18歳未満の者は利用が禁止されていることから、2020年県計画に示したとおり、県内ぱちんこ営業者は従業員による声かけや年齢確認、場内放送による注意喚起等により、利用禁止に係る取組を着実に実施しています。
引き続き、18歳未満の者の利用禁止を徹底する必要があります。
- なお、本県警察本部においては、風営適正化法に基づく管理者講習等により、18歳未満の者の立ち入り禁止を指導しています。
- 県内関係事業者における20歳未満の者による投票券購入の禁止等に関する取組状況は次のとおりです。

〔愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組〕

- ・20歳未満と思われる者に対しての警備員等による声かけ及び年齢確認の実施
- ・「地方競馬における20歳未満による勝馬投票券購入等防止対策指針」等による警備員等に対する教育、指導の徹底
- ・「20歳未満による勝馬投票券購入防止マニュアル」に基づき、20歳未満の者の勝馬投票券購入禁止を場内に周知のうえ、勝馬投票券購入防止のため警備体制を強化
- ・注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」等をレース開催告知ポスター等に掲載、勝馬投票券発売機等にステッカー掲示、場内モニターで放映等

〔JRA 中京競馬場における取組〕

- ・20歳未満と思われる者に対しての警備員等による声かけ及び年齢確認の実施
- ・「競馬場・ウインズにおける未成年への対応要領」（日本中央競馬会（JRA）本部作成）に基づき、警備員等に対する教育・指導を徹底
- ・注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」等を、レース開催告知ポスター（日本中央競馬会（JRA）本部作成）に掲載、勝馬投票券発売機等にステッカー（日本中央競馬会（JRA）本部作成）掲示、競馬場イベント告知チラシ（中京競馬場作成）に掲載、場内モニターで放映等

〔ボートレース蒲郡における取組〕

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声かけ、年齢確認の実施
- ・警備計画書等により20歳未満の者による舟券購入防止確認を徹底
- ・出走表に20歳未満の者による舟券購入禁止の注意喚起の表示と、場内映像のテロップ及び場内放送による注意喚起
- ・20歳未満の者による舟券購入禁止のための標語を掲載したポスターの競走場及び場外発売場における掲示

〔ボートレースとこなめにおける取組〕

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声かけ、年齢確認の実施
- ・警備計画書等により20歳未満の者による舟券購入防止確認を徹底
- ・出走表に20歳未満の者による舟券購入禁止の注意喚起の表示と、場内映像のテロップ及び場内放送による注意喚起の実施
- ・20歳未満の者による舟券購入禁止のための標語を掲載したポスターの競走場及び場外発売場における掲示

〔名古屋競輪場における取組〕

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声かけ、年齢確認の実施
- ・車券購入行為が見られない場合における、20歳未満の者と思われる者に対する積極的な注意喚起の声かけ及び年齢確認の実施

〔豊橋競輪場における取組〕

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声かけ、年齢確認の実施
- ・車券購入行為が見られない場合における、20歳未満の者と思われる者に対する積極的な注意喚起の声かけ及び年齢確認の実施

〔愛知県遊技業協同組合における取組〕

- ・従業員の巡回、防犯カメラの設置等により、18歳未満の者と思われる者を把握した場合の年齢確認の実施
- ・ぱちんこ営業所の賞品提供場所に年齢確認シートを備え、賞品提供時に、18歳以上かどうか判別が難しい客に対して指差し確認を求め、年齢確認を実施する取組の実施

<今後の取組>

- 県内関係事業者において、競技場内及び営業所内の警備員等の声かけや年齢確認、巡回強化等を行い、20歳未満の者による投票券購入の禁止等の強化に取り組みます。
- 県内ぱちんこ営業者に対し、許可証交付時や管理者講習時に、18歳未満の者の立ち入り禁止に関して指導のうえ、立入り等の機会を活用し、適切な運用を確認します。
〔警察本部〕

(3) 営業所内における ATM の撤去に関する取組等

<現状及び課題>

- ATM について、2020 年県計画に示したとおり、県内公営競技場及び場外勝馬投票券等売り場に設置はありません。
ただし、県内ぱちんこ営業所内には設置されている場合があるため、ATM が設置されている営業所は、順次撤去が進められています。
引き続き、ATM の順次撤去を推進する必要があります。
- 県内ぱちんこ営業所における ATM の設置状況は次のとおりです。

〔愛知県遊技業協同組合における設置状況〕(2022 年 10 月末現在)

- ・ぱちんこ営業所における ATM 設置数：48 台（48 店舗）

- 遊技機の設置について、2020 年県計画に示したとおり、県内ぱちんこ営業所においては、2018 年 2 月の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号）及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）の改正に伴い、出玉規制が強化され射幸性が抑制された改正規則適合の遊技機に入れ替える必要が生じましたが、この入れ替えは完了しています。

<今後の取組>

- ATM が設置されているぱちんこ営業所においては、契約期間満了時に契約を更新しないこと等により、順次撤去を行えるか検討し、その結果に基づき撤去を開始します。